

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	川崎汽船株式会社
【英訳名】	Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 村上 英三
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番
【電話番号】	078(325)8727 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	神戸総務グループ長 村尾 圭司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3595)5521 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務グループ長 小樽 慎吾
【縦覧に供する場所】	川崎汽船株式会社本社 (東京都千代田区内幸町二丁目1番1号) 川崎汽船株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番1号) 川崎汽船株式会社関西支店 (神戸市中央区栄町通一丁目2番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第147期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭とする。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき6円 総額5,624,996,418円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条の一部を変更する。
2. 株主総会の招集権者を明記するため、現行定款第14条の一部を変更する。
3. 取締役の特称の一部を削除するため、現行定款第22条の一部を変更する。
4. 相談役設置の規定を削除するため、現行定款第23条を削除する。
5. 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が本年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、及び文言を会社法の条文に則したものにするため、現行定款第29条及び第39条の一部を変更する。
6. 会計監査人の設置について現行定款第40条第1項は現行定款第4条と重複しているため、現行定款第40条第1項を削除する。
7. その他、用字・用語の修正及び条数の枝番号(第6条の2)の廃止・繰上げ・繰下げ・入れ替えを行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、朝倉次郎、村上英三、鈴木俊幸、青木宏道、山内剛、鳥山幸夫、中川豊、藪中三十二及び木下榮一郎を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、吉田圭介及び林敏和を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	704,372	922	3,495	(注)1	可決 99.16
第2号議案	704,550	748	3,495	(注)2	可決 99.18
第3号議案					
朝倉 次郎	643,146	62,146	3,495		可決 90.54
村上 英三	610,351	94,941	3,495		可決 85.92
鈴木 俊幸	643,136	62,156	3,495		可決 90.54
青木 宏道	653,889	51,403	3,495		可決 92.05
山内 剛	652,422	52,870	3,495	(注)3	可決 91.84
鳥山 幸夫	649,724	55,568	3,495		可決 91.46
中川 豊	660,481	44,811	3,495		可決 92.98
藪中 三十二	651,483	53,810	3,495		可決 91.71
木下 榮一郎	652,342	52,951	3,495		可決 91.83
第4号議案					
吉田 圭介	656,854	48,417	3,495	(注)3	可決 92.47
林 敏和	450,617	254,655	3,495		可決 63.44

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

以上